

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考												
<p>国立大学法人東京農工大学職員給与規程</p> <p>平成16年4月7日 16経教規程第30号</p> <p>第1条から第38条まで 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の74.2(特定幹部職員にあっては、100分の94.2)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～4 省略</p> <p>第40条～第44条 省略</p> <p>附 則 省略 附 則(18経規程第21号)</p> <p>第1条から第7条 省略</p> <p>(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)</p> <p>第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第1条から第38条まで 省略(現行どおり)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 省略(現行どおり)</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～4 省略(現行どおり)</p> <p>第40条～第44条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり) 附 則(18経規程第21号)</p> <p>第1条から第7条 省略(現行どおり)</p> <p>(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)</p> <p>第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1370 456 1409">第17条第2項</td> <td data-bbox="456 1370 658 1409">4号俸</td> <td data-bbox="658 1370 981 1409">3号俸</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="456 1409 658 1444">3号俸</td> <td data-bbox="658 1409 981 1444">2号俸</td> </tr> </table>	第17条第2項	4号俸	3号俸		3号俸	2号俸	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1037 1370 1296 1409">第17条第2項</td> <td data-bbox="1296 1370 1498 1409">4号俸</td> <td data-bbox="1498 1370 1821 1409">3号俸</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1296 1409 1498 1444">3号俸</td> <td data-bbox="1498 1409 1821 1444">2号俸</td> </tr> </table>	第17条第2項	4号俸	3号俸		3号俸	2号俸	
第17条第2項	4号俸	3号俸												
	3号俸	2号俸												
第17条第2項	4号俸	3号俸												
	3号俸	2号俸												

第17条第3項	4号俸	3号俸	第17条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸		3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸		2号俸	1号俸
第26条(地域手当)	<u>100分の12</u>	<u>100分の12を超えない範囲内で別に定める割合</u>	第26条(地域手当)	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合			
<p>附 則 省略</p> <p>【参考】職員給与規程第26条(地域手当)</p> <p>第26条 地域手当は、次の各号に掲げる地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>一 東京都八王子市</p> <p>二 東京都府中市</p> <p>三 東京都小金井市</p> <p>四 神奈川県相模原市</p> <p>2 地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額(以下「地域手当基礎額」という。)に、前項第1号から第3号までに掲げる地域にあっては100分の12、同項第4号に掲げる地域にあっては100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>3～6 省略</p>			<p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>附 則(20経規程第9号)</p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>		